

## 高松市空き家等マッチング事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、高松市と公益社団法人香川県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会香川県本部（以下「両協会」という。）の間で締結した高松市空き家等マッチング事業協定書（以下「協定書」という。）に基づいて、マッチング事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、協定書において使用する用語の例によるものとする。

### (対象物件)

第3条 本事業の申込みの対象となる空き家等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 現に媒介契約を締結しているもの
- (2) 登記地目が宅地又は雑種地以外のもの
- (3) 売却及び賃貸借を目的として建築されたもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

### (申込対象者)

第4条 本事業の申込みの対象となる所有者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 宅地建物取引業者
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

### (申込み)

第5条 所有者等が本事業に申込みをしようとするときは、次によるものとする。

- (1) 「高松市空き家等マッチング事業利用申込書」の提出
- (2) 高松市公式ホームページの「高松市空き家等マッチング事業申込フォーム」の送信

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、要件を満たす場合は台帳に登録するものとする。

3 前項に規定する台帳への登録期間は、申込みを受けた日から起算して、2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(申込内容の変更)

第6条 前条の規定による申込みを行った所有者等（以下「申込者」という。）は、台帳への登録内容に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、台帳に登録した空き家等の情報を取り消すことができる。

(1) 媒介契約が締結されたとき。

(2) 申込者から削除の申し出があったとき。

(3) 所有権に異動があったとき。

(4) 申込内容に虚偽があったとき。

(5) 第3条に規定する対象物件又は第4条に規定する申込対象者の要件に違反したとき。

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(物件情報の提供)

第8条 市長は、台帳に登録した空き家等の情報のうち、物件に関する情報（以下「物件情報」という。）を、定期的に両協会に提供するものとする。

2 両協会は、前項の規定により提供された物件情報を、それぞれに所属する登録事業者と共有するものとする。

(申込者情報の提供)

第9条 登録事業者は、前条第2項の規定により得た物件情報を確認し、取扱いを希望する空き家等があれば、所属する協会を通じて当該空き家等の申込者に関する情報（以下「申込者情報」という。）の提供を市長に依頼するものとする。

2 市長は、前項の規定による依頼があれば、当該所属協会を通じて申込者情報を登録事業者に提供するものとする。

(申込者との協議)

第10条 登録事業者は、前2条の規定により得た物件情報及び申込者情報を基に、申込者と直接連絡を取り、媒介契約の可否等について協議するものとする。

2 登録事業者は、申込者に対して十分な説明を行った上で、申込者の同意を得て媒介契約を結ぶ等、後日、紛争が生じないように誠実に対応しなければならない。

(媒介契約)

第11条 前条の規定による協議の結果、申込者から空き家等の媒介を行うことを依頼された登録事業者は、宅地建物取引業法に基づく物件の調査を行い、所有者等と宅地建物取引業法に定める媒介契約を締結するものとする。

(協議結果の報告)

第12条 登録事業者は、第10条の規定による協議を終えたときは、所属する協会を通じて、直ちにその結果を市長に報告するものとする。

(空き家バンクへの登録)

第13条 登録事業者は、第11条の規定により媒介契約を締結したときは、香川県空き家バンクに登録するなど、売買又は賃貸が成立するよう広く周知に努めるものとする。

(売買等成立の報告)

第14条 登録事業者は、第11条の規定により媒介契約を締結し、売買又は賃貸が成立したときは、所属する協会を通じて、直ちにその結果を市長に報告するものとする。

(市の関与)

第15条 市長は、申込者と登録事業者との空き家等に関する協議及び売却、賃貸等の契約については、一切これに関与しないものとする。

(地域団体等への無償貸与)

第16条 市長は、申込者が空き家等を地域団体等へ無償貸与することを希望するときは、関係各課で協議し、当該空き家等の利活用希望者を探索するものとする。

(個人情報の取扱い)

第17条 両協会及び登録事業者は、本事業に関して知り得た個人情報について、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取扱うとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を滅失又は棄損することのないよう適正に維持管理すること。

(2) 第三者に提供しないこと。

(3) 保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄すること。

(登録事業者の取消)

第18条 市長は、登録事業者が、本事業を行うに当たり適任でないと認める場合は、当該登録事業者が所属する協会と協議の上、その登録を取り消すことができる。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し疑義が生じた事項は、その都度、市長と両協会が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。